

## 令和元年度第2回奈良県いじめ対策連絡協議会

- 1 日 時 令和元年10月31日（木） 9時30分～11時30分
- 2 場 所 奈良県文化会館 第1会議室
- 3 出席者 【委 員】12名  
【事務局等】15名

### 4 概 要

○新たに委員委嘱を行ったため、会長に千原委員、会長代理に戸田委員を選出した。  
会長

奈良県いじめ防止対策連絡協議会条例第2条のとおり、本協議会ではいじめの未然防止、早期発見に係る対策や取組について協議を行う。特に、関係機関及び団体の各委員がこの場で活発に意見交換を行い、この協議会で得られた知見を持ち帰り、各団体でいじめ防止対策を推進することが責務の一つであると確認する。

- (1) いじめ対策に係る今年度の取組について  
(学校関係、関係機関の各委員から報告)

#### A 委員

近年、暴力行為等の生徒指導に関わって起こる事象は激減しているが、いじめ、不登校は非常に深刻である。生徒指導研究協議会等でも情報交換を行い、各郡市の取組や状況を報告いただいている。

教員が考えておかなければいけないことは、法令に基づくいじめの認知であり、認知力を高めることである。そこが今、問われているところである。学校現場にも大変若い先生方が増えてきたが、子どもに対する指導は、年齢に拘わらず、教員という立場で子どもに対応しなければならない。

近年、勤務校では生徒数が激減してきた。一方、特別支援の必要な子どもたちの数は年々増えている。併せて、グレーゾーン（特別支援学級には入っていないが、発達に何らかの障害があると考えられる）の子どもたちも多いと感じる。生徒指導に関わって、グレーゾーンの子どもの指導が非常に難しいと捉えている。

県教育委員会では、生徒指導に関わって、教育相談も重視しなければならないということで、生徒指導支援室に教育相談係を設置いただいている。また、県下全ての中学校にスクールカウンセラーを配置いただいた。

教育相談の充実に取り組んでいかなければならないが、今後、生徒指導と特別支援の取組を有意義な形で結び付ける必要を感じている。

教員のいじめの認知も含めて、教員が子どもの実態を見極めていく目を育てていくため、教員への支援や養成が課題になってくると思う。

また、未然防止の観点では、スクールロイヤー制度が議論されている。子どもに対して、又は学校に対して、予防教育や法的指導、あるいは法に基づく対応で、市町村教育委員会が中心になっていただき、学校で起きる様々なトラブルを法的に解決するために、弁護士等への相談が今後必要になり、積極的に進めていかなければならないと思う。

## B 委員

県高等学校PTA協議会では、子どもを理解し、いじめを含む子どもの悩み等に保護者として寄り添う力を身に付けるため、様々な研修会を行っている。今年度は、6月のリーダー研修会で、「『PTA運営で役立つコミュニケーション』～人間関係を良くするコツ～」、9月の家庭教育研修会で、奈良CAP代表から「子どもを育てる 毎日のコミュニケーション」という講演をそれぞれ開催した。CAPとは、子どもがいじめ、虐待、体罰、誘拐、痴漢、性暴力等、様々な暴力から自分の心と体を守る防止のための予防教育である。子どもは危機にいることを言葉や行動、症状でSOSを訴える。子どもの行動が変化したら、それがサインかもしれない。親としては、まず、子どもの症状や行動に変化があったときには子どもの話をしっかりと聞き、子どもの立場に立って、今何ができるかを一緒に考える、そういう話し合いの中で、子どもは自分から解決策を見つけることが多いという内容であった。

また、11月の健全育成研修会で、「子どもの幸せを願って」という内容で講演を開催する予定である。これらの学習を通して、子どもとのコミュニケーションを図れる力量を親として身に付けようと頑張っているところである。

## C 委員

奈良市のいじめ対策について、6つの重点項目を紹介する。

1つ目に、学校訪問だが、いじめ防止生徒指導課指導主事と学校応援サポーターとして任用している校長OBがチームを組み、全市立学校にそれぞれ年間3回の定期訪問を実施している。定期訪問では、いじめの状況やその対応についての確認とともに校内観察を行い、気付いた内容を、管理職や担当教員に伝えている。また、定期訪問以外にも事象発生時や緊急時、指導主事や学校応援サポーターが学校を訪問し、当該校への指導、支援を行っている。

2つ目に、「いじめ対応教員」の配置である。平成28年度より各校におけるいじめ対応リーダーとして、全市立学校の校務分掌の中にいじめ対応教員を位置付けている。この教員は、事象が発生した際、いじめ対応の司令塔となる、あるいは情報収集の窓口となり、管理職や生徒指導主任とともにその対応を進める責務を担う教員である。このいじめ対応教員の資質向上のため、いじめ対応教員定例会を年間10回程度開催し、様々な講師を招聘して研修会を行ったり、テーマ協議を実施したり、あるいは情報交換などを通して、先生方の専門性の向上に努めているところである。

3つ目に、いじめ相談体制の充実である。いじめに特化した、電話とメールによる相談窓口を平成28年度より開設しているが、平成30年度からは全市立学校の小学5年生から中学3年生までを対象として、SNSによる相談アプリ「STOP i +」を導入した。また、平日夜間、土日祝日の終日の電話相談窓口を外部委託することにより、24時間対応できる体制を整えた。いじめ問題等で悩む子どもたちが相談をしたいときに相談ができる体制をつくることを目指し、より利用しやすく、よりの確にフィードバックできるような体制づくりに努めてまいりたい。

4つ目に、平成28年度より「ストップいじめ なら子どもサミット」を開催している。サミットには、全市立中学校の代表生徒が参加し、毎年テーマを決めて、いじめをなくす

ためにどうすればよいかといった議論を行っている。昨年度は、地域の大人の方々にも議論に参加いただき、学校と地域がともにいじめをなくしていくための協議を実施した。今年度も4回目となる開催を令和2年2月に予定しているところである。

5点目に、「いじめ対応支援員」の配置である。平成30年度より、いじめ対応支援員を8名任用し、いじめ問題をはじめ、生徒指導上の課題が比較的多い学校を中心に配置を行っている。このいじめ対応支援員は、特定の学校に常駐、配置するのではなく、中学校を拠点に、その校区の小学校（原則2週間単位で3から4校）を巡回している。いじめ対応支援員は、教員ではないので授業は行わず、未然防止のために校内巡回を行い、その中で心配な様子や気がなったことがあれば教員に伝える、あるいは直接児童生徒らの相談に応じる等の活動を行い、いじめの未然防止、早期対応に資するという役割を担っている。

最後に、6点目は、アンケート調査であるが、当市では、県が6月に一斉に統一で実施しているアンケートと同じ様式のものを用いて、2学期と3学期にも全ての学校で日程をそろえて実施している。年間3回、同じ様式で実施することで、年間を通して子どもたちの様子、実態の把握に努めているところである。

#### D 委員

県こども家庭相談センターは、DV等の女性相談と、虐待やいじめ、いろいろな養護相談を含めた児童相談の2つの部門に分けられる。中央こども家庭相談センターと高田こども家庭相談センターの2カ所に対応している。

「児童相談所といえば虐待」と思う方が多いが、生まれた子どもを育てられない、そういう子どものために、どうするかということで、乳幼児の福祉のために児童相談所が設立された（昭和23年）。昭和50年代から学校での暴力や非行が盛んになり、児童相談所にはたくさん非行児童がやってくるという時代を経て、平成ぐらいから不登校の児童がたくさん相談に来るようになった。時代とともに児童相談所が対応する、また得意とする対象者が変化してきている。不登校の中にはいじめによって学校に行けない、また、暴力を受け、いじめられて学校に行けない、そういう方がたくさんおられたが、昨年、いじめで対応した件数は、0件であった。それは不登校と同じで、地域の子どもの地域で見るといことで、適応指導教室、スクールソーシャルワーカーの配置などによって、児童相談所に来ることが減ってきたと思われる。

児童相談所は、いじめの防止や啓発になかなか対応できていないが、いじめられた子どもが当センターの児童心理司のもとへ通い、定期的にカウンセリングを受けていたり、いじめの加害者を地域等で対応できない場合、適切な施設によって教育を行ったりしている。このような形で、子どものケアを行うことが、児童相談所といじめとの接点だと思う。

また、国の方針で、初動対応、警察対応を含めた相談があるので、県は27年4月から現職の警察官1名を配置している。さらに、平成30年の4月から弁護士1名を配置している。常勤の配置は難しく、曜日毎に輪番で様々な相談に対応いただいている。

児童相談所の仕事に携わる者として、子どもの権利条約に謳われている4つの権利、生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利を保障することを最終的な目標として、活動を行っているところである。いじめや虐待は、傷害罪、暴行罪、場合によっては殺人罪という形で対応する必要があると思っている。

平成30年度、子どもに関わり当センターが対応した件数は5,570件。そのうち児童虐待が1,904件、不登校が18件、いじめは0件。また、児童心理司が行った心理治療が約1,300件、また心理検査や発達検査も含めて約3,500件、心理面接等が約6,000件であった。また、当センターは県唯一の一時保護所があり、24時間365日、子どもが一時的に生活できる機能を持っている。何らかの事情で家族と一緒に生活できない、または虐待等により家族と生活を一緒にさせられない子どもを一時的に家庭から分離して、生活する施設である。平成30年度は306人の子どもを一時保護した。1日平均23人の子どもを預かっている。

さらに、当センターでは、平成5年から「子どもと家庭テレホン相談」という電話相談を開設している。平日は午前9時から午後8時まで、土日祝日は年末年始を除き午後4時まで、電話相談を行っている。年間約1,200件の電話があり、そのうち相談に至るのは500件くらいである。その半分以上が、いじめられた子どもの相談に関わる育成相談である。児童相談所に来所し、面談するほどでもないが、いろいろなことで不安をお持ちの本人や御家族に、気軽に電話をいただいている。相談を受けて、適切な所につなぐ、改めて日時を決めて職員が対処しているところである。

## (2) 学校現場におけるいじめに関する調査結果について 事務局〔資料1・2に基づいて説明〕

会長

資料3に基づき、PTSDに着目した私と天理市との共同研究を説明させていただく。

この研究の目的は、先生方に子どものしんどいところを見つけていただくとするもので、そのためには何に着目する必要があるのかという観点で行った。従来、いじめ被害者発見には自尊感情に着目されることが多かったが、いじめを心的外傷と捉えるPTSDという観点を導入した。天理市教育委員会との連携のもと、小中の悉皆調査を実施し調査し、次のような結果を得た。小学生においては、いじめに遭った子どもたち（被害群）は自尊感情が有意に低かったが、PTSDの尺度においても、全ての下位尺度において、得点が低かった。また、中学生においては、自尊感情は有意に差がなかったが、PTSDについては、下位尺度9つで有意に差が出た。その尺度は、フラッシュバック（いじめの場면을嫌でも思い出す）、それにまつわるものを避ける回避、過覚醒、安心感・信頼感の喪失、感情調節障害・ストレス耐性の低下、感情の麻痺と低下、多動・注意集中困難、自傷行為、身体症状の増強である。これらの結果から、いじめ被害を発見するためには、従来あまり言われてこなかったPTSDの症状に着目することが有意ではないかと考える。

PTSDは、重大な心的外傷、例えば自分が事故に遭うとか、刃物で刺されるとか、そういう事件後に生じると考えられており、いじめと結びつけて考えてこなかったが、現場で見ていると、事態として軽微に見えても、本人の受けとめ方としては著しく心的外傷になっている場合がある。それゆえ、この特徴に着目することは有意ではないかと思う。

また同時に、天理市が実施した特別支援のデータとこのデータを関連させて分析すると、自閉症スペクトラム症状を抱える子どもたちは有意にいじめに遭いやすいという結果が得られた。これらの子どもたちに特別な配慮や支援、診断がつかなくても、いわゆるグレー

ゾーンの子どもたちにも特別な配慮やそういう視点が要るのではないかとということが明らかになってきたため、それらへの対策が必要であると考える。

#### E 委員

奈良市教育委員会のアンケート調査で、1学期に調べた結果と、2学期及び3学期に調べた結果に違いはあるか。

#### C 委員

これまで当市では、学校毎に複数回の実施を促していた。学校の実情に応じて学期毎に実施している。多くの中学校で学期毎に実施している教育相談（二者懇談会）の事前アンケートにいじめの項目を盛り込んで実施をする、あるいは小学校では毎月アンケートをとる等、いろいろな形式で実施している。当市として、1年間の全期間を担保していく必要があることから、同じものを使用し実施している。しかし、時期が変わることによって何か傾向が変わることは特にはない。1年間を通じて、すき間なく実態把握ができることを目指して取り組んでいる。

#### E 委員

特にどの時期にやれば良いというわけではなくて、その都度見ていく中で、その対策をしていくことにつながるということか。

#### C 委員

当市は、11月と2月に基準日を決め、統一して実施している。集約し、聞き取りなどの調査を行い、結果報告をいただくため、少し早いですが、この時期の実施となっている。

#### E 委員

何回もした方がいいと思う。県は年1回の実施であるが、それでよいのか。

#### 担当者

6月は、人間関係が新しくできたりするので、必ず設定している。当県も複数回実施するようお願いしているところである。

また、文部科学省問題行動調査において、いじめの発見のきっかけの1番目がアンケートであることが分かっている。特に本県では、アンケートが72.9%、2番目の本人からの訴えが11.2%であり、このアンケートを複数回実施することで、いじめを発見することができると考えている。

#### F 委員

アンケート結果を踏まえた上で、何よりも子どもの発信力がとても重要であると思う。その発信力がアンケートに基づいた発信だけでなく、子どもたちから、担任も含め周りから、「あの子、ちょっといじめられている」といった傍観者をなくすという意味合いも含めて、子どもからの発信力を養成することも重要だと思う。当然、アンケートをすき間な

く実施して、そこから発信力を高めることも大事だと思うが、それ以外の育み方も大事だと思う。また、先生方にはアンケートや勘に頼るのではなく、スキルが必要だと思う。

先生方も学級運営で忙しく、多くの子どもたちを見る中で、その中の1人、2人の異変に気付くのはとても難しい。最近、発達障害の子どもたちが増えており、様々な変化が登下校中に起きていると感じている。それが学級の中だけではなく、学年を隔てた形でのいじめやそれに類する行為、それが地域にも広がり、地域の中から保護者同士に亀裂が生じ、それが子どもにも生じる。そうすると、学校と保護者の対峙関係が子どものいじめに移行していく。担任の先生が抱え込むことなく、管理職の先生に報連相ができる体制づくりが求められていると思う。

いじめは対応の早さ、早期発見することが、PTSDに至ることなく、傷を深くしないための一つの手立てである。また、学級運営においても早目の対応により、保護者と担任とのトラブルに至らないよう、いじめ防止基本方針に盛り込むため、いじめの解消についても議論する必要があると思う。

学校内は、治外法権的なものがあり、担任だけが学級運営で解決していこうという意識の中でなく、いじめを発見できなかつたり、手遅れになつたりしないような学級運営の体制が必要だと感じている。

#### 会長

子どもの発信力の養成と、先生方の気付きの力、そして学校での体制・組織づくり、いじめ解消の事態について検討すべきであると理解した。

なお、天理市との共同研究から得られたのは、子どもがいじめでPTSDになるということだけでなく、PTSD傾向を示すということである。

#### A委員

子どもの変化に気付くという意味では、6月のアンケート調査は非常に大きなものだと現場は捉えている。多くの学校が1回にとどめず、二度、三度と実施し、さらに「こころと生活等に関するアンケート」も実施している学校が増えている。「こころと生活等に関するアンケート」は、小学校4年生が対象だが、中学校、あるいは高等学校のこのアンケートへの参加が増えてきていると感じる。私たちは気付きの原点をこのアンケートに全てを任せるわけではないが、こうしたアンケートを活用しながら、子どもとの二者面談、保護者との懇談を実施している。生徒指導の課題が起こりやすい時期も含め、全ての学校がこのような形で進めているところである。

学校では、指導の中で、担任を1人にせず、学年集団、あるいは学校集団の中でそれを進めていく体制づくりが必要だと捉えているところである。多くの学校が法令に基づいて校内組織委員会、いじめ対策委員会という組織を置き、多くの目でその課題を検討しているところである。

私たちは、胸を張って校内組織委員会を進めているところだが、学校の中で見えにくくなりがちなところは、外部から入っていただき、弁護士や他の先生方の御意見等により、組織の中の動きにメスを入れていただくことも大事であると感じている。

会長

アンケートは、いじめ発見において有効であるということ、また、見えにくくなっている部分は、外部から入ってくる人の目等を活用すべきである点が確認された。

(3) 奈良県いじめ防止基本方針の見直しについて  
事務局〔資料4・5、参考資料に基づいて説明〕

教育長

先程からの議論を踏まえ、9ページのいじめの解消について、国の規定だけではなく、この基本方針の中で、いじめの解消への留意事項、自尊感情の低下やPTSD傾向になるといった文言を盛り込みながら、解消に努めていくことを入れてはいかかかと提案する。

E委員

いじめの解消の定義の①では、いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断するが、実際、行為が止んでいても、PTSD傾向として心に残っている場合、いじめの解消といえるのかどうか分からない。

会長

PTSDの状態を抜けるとは、ほぼ社会復帰、人間関係の中に戻れるという状態を指す。それは解消になると思うが、PTSD傾向が残っている状態で学校に行けない状態は、いじめの行為としては解消だが、本人への支援を解消することはできない。

G委員

いじめの解消と、いじめの影響の完全な解消は別の次元ということで、坂西友秀先生をはじめ多くの先生が、いじめの長期的影響について研究されているが、かなり長期的に残る。発生後のケアのみならずPTSDなどの長期的影響も解消しなければならないし、ずっと追いかけていかなければならない。しかし、それをどのような指標でどこまで見るかについては、なかなか難しい問題がある。また、『教育心理学研究』に載った伊藤先生の論文を拝見すると、いじめ被害者の「仕返し願望」に関する言及があるが、この観点は重要で、アメリカのスクール・シューティングの背景にいじめられての仕返しがあり、そのような仕返しの予防のためにも、本当の解消は大事なことである。いじめの事態がなくなったからすべて解消したと私たちは思っはいけない。いじめの事態は解消しても、PTSDなどの長期的影響は残っており、それがときに仕返し願望となって膨らみ、やがて学校への復讐となって現れることがアメリカやフィンランドで起きていることを踏まえて、問題意識を持ち続ける必要ある。

E委員

②では、心身の苦痛を感じていないことと書いてある。

## G 委員

この法の意図は、その時点で起きている攻撃による苦痛ということだと思う。

攻撃による苦痛が一旦潜在したけれども、後で出てくることもあり、小・中・高であった苦痛を、その後の学校段階でも、先生方が気になる子やいじめられた経験のある子に気付いて、支えているということもある。日本ではそういうケアができており、アメリカやフィンランドと比べ銃器のコントロールもできているので、今までは学校銃乱射は起きていないが、しかし最近では、警察官を襲って拳銃を奪うという事件も起きており、日本でもずっと起きないという保証はない。いじめの現象としての解消と、心理的な長期的影響としての解消という2段階で考える必要がある。

## F 委員

いじめの解消について、事象が終結しただけでなく、被害児童生徒、加害児童生徒、それぞれにその行為に至る要因を持っているのでアセスメントが必要だと思う。また、傍観していた児童生徒にもどうして先生に言わなかったのか、言えなかったのか、様々な要因があるので、アセスメントが必要であると思う。全てを解消することはとても難しいと思う。さらに、それを教員1人で関わることはとても難しいと思う。そこは、早い機会に支援会議で、学校の先生だけでなく、専門家であるスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、様々な専門家の方に介入いただき、早く対応することが必要である。PTSD傾向も含め内面的なものは、表に出てこない傷である。何をもって解消していると捉えるのか、また、それが継続しているのか、学年を隔てて、その子の成長に応じて、生育の特性も含めて情報共有が解消に向けてのスキームに必要なだと考える。

## 会長

基本方針に戻ると、いじめ解消の定義をどうするかが今の議題になっている。

G委員は、現象としての解消と心理的解消は別であるという意見であった。全くそのとおりだと思う。いじめの心的外傷は、一生残るものであり、簡単に心理的解消とは述べられないと思う。

基本方針は、安易にいじめが解消したとは思わないようにという内容になっており、いじめという行為を解消しただけではいけないということが既に述べられている。よって、現象としての解消と心理的解消が、別次元であることを明記、心理的な解消に向けて支援が必要であるといった方向性を基本方針に盛り込んでいただきたい。

また、一部の先生方のいじめ誘発的な行動をどう防止していくのかも大事である。これは、人権感覚とか倫理感覚の問題でもある。教員の資質向上などに関わり、学校におけるいじめの防止に入れていただくのが妥当だと思う。入れる場所は事務局で検討いただき、理念は必ず入れていただきたい。

## D 委員

いじめの解消についてだが、いじめによって影響を受けたPTSDを初めとする子どもの心理的な状態を早く回復するには、いじめの解消ではなく、いじめの影響を受けた子どもの支援を意識する方がよいと思う。まず、いじめの解消を行う、解消が終わっても支援



を意識し、どこかへつなぐという風に、解消と支援を別項目で立てていただきたい。

表面上、解決したことで安心感を持つのではなく、その後も丁寧に見ていこうとなれば、仲直りさせたからこれでよいのではなく、何年か後に、出てくる場合もあるので支援が必要だとなると思う。

会長

今言われたことは、国の基本方針、これまでの県の基本方針の基本姿勢なので、そこにより長期的支援を視野に入れることは、さらなる改善だと思う。

G委員

「仲直り」はとても大事な部分で、何人かの養護教諭の話によると、一部の担任によるいじめ終結のさせ方が、「謝れ、握手しろ、許せ」といった強制で仲直りをさせているかたちで、「心から謝っていない」「心から許していない」ことが沢山ある。

その対極だが、自由学園のスクールソーシャルワーカーの入海先生が修復的対話を実践している。懲罰的な正義に対して修復的な正義があり、懲罰にいく前の段階として修復的な正義として、話し合い、しっかり理解し合って、心から詫びて、許すという、カウンセリングにも通じるものであると思う。そういうことをやっていかないと、表面的な「ごめんね」「いいよ」と済ませることによって、くすぶり、禍根が残ることになると思う。

F委員

17～18ページに、いじめへの対応・再発防止の⑤に、継続的な指導と支援がある。加害児童も被害児童も含めて、「点」ではなく「線」で、計画的な指導と支援を行っていただきたい。ケアによって子どもを育む視点を盛り込んでいただきたい。

会長

それは、当協議会の初回から話題に上がっている視点であり、この基本方針の原案に盛り込まれていると思う。

本日の協議会について、まとめさせていただく。

取組に関しては、いじめ認知の問題、組織的対応等いろいろと検討課題があると指摘いただいた。また、生徒指導と特別支援をどう結び付けるのか、スクールロイヤーをどう入れていくのかについても指摘された。県教育委員会にも御尽力いただき、研修や対策を検討いただきたい。アンケート調査は効果的であるということを確認しておく。

次に、県いじめ防止基本方針については、大きな議論が2点あった。1点目は、いじめ解消の定義をどうするのか。現象としての解消と長期的な心理的支援という観点を入れ、別のものとして考えていくべきであるということであった。2点目は、先生方のいじめ誘発的な言動について、教職員の資質向上という点で適切な箇所に入れていただくという結論になった。事務局での具体的施策の検討を願う。